読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府、厚生労働省、経済産業省、財務省、農林水産省、令第二号）第五条第六項	経営困難農水産業協同組合とみなされるもの	経営困難農水産業協同組合とみなされるもの並びに農林中央金庫及び信用事業を行う農水産業協同組合等に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第十三条第二項の規定により同法第二条第五項に規定する協同組合とみなされる農水産業協同組合（以下「再編強化法」という。）第二条第一項に規定する農水産業協同組合再編強化法第二十六条第一項に規定する農水産業協同組合再編強化法第二十三条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する協同組合とみなされる農水産業協同組合（以下「再編強化法」という。）第二条第一項に規定する農水産業協同組合再編強化法第二十六条第一項に規定する承継会社（以下「承継会社」という。）を同じ。）及び同項の再編強化法第二十三条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する協同組合とみなされる農水産業協同組合（以下「再編強化法」という。）第二条第一項に規定する農水産業協同組合再編強化法第二十六条第一項に規定する承継会社（以下「承継会社」という。）を同じ。）及び同項の再編強化法第二十三条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する協同組合とみなされる農水産業協同組合（以下「再編強化法」という。）第二条第一項に規定する農水産業協同組合再編強化法第二十六条第一項に規定する承継会社（以下「承継会社」という。）

附　則

この命令は、平成三十年一月一日から施行する。